

# ヤングケアラー支援研修

～子どもたちとの関わりを中心に～

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課

---

令和4年7月

令和6年3月更新

この動画は大阪府が一般社団法人こもれびに委託し作成しました。

# 目次

1. ヤングケアラーに関する認識 . . . P2
    - 『ヤングケアラー』という言葉はご存知でしょうか
    - ある事例から ～Aさんの場合①～
    - ヤングケアラーとは
    - お手伝いとの違い
    - あなたのまわりのヤングケアラー
  2. 子どもたちの気持ちと関わり方 . . . P7
    - ヤングケアラーからの援助要請
    - ある事例から ～Aさんの場合②～
    - ヤングケアラーとの関わり
    - 子どもたちとの接し方（伴走型の支援）
    - ある事例から ～Aさんの場合③～
  3. 多機関での連携と支援 . . . P13
    - 他機関へのつなぎ
    - 連携して行う支援の必要性
    - 連携のワンポイント
    - 個人情報の取扱いについて
- おわりに  
みなさんのできるところから



## ◆事例紹介◆

ある事例から ～Aさんの場合～

- ①Aさんの環境 . . . P3
- ②Aさんの気持ち . . . P8
- ③Aさんとヘルパーさんとの会話から . . . P10

## 「ヤングケアラー」という言葉はご存知でしょうか



### ● ヤングケアラーの認知度について（20代から70代）

聞いたことがあり、内容も知っている	29.8%
聞いたことはあるが、よく知らない	22.3%
聞いたことはない	48.0%

約70%の方が  
ヤングケアラーのことを  
よく知らない、聞いたことが  
ないと回答

R4.3 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 (株)日本総合研究所 P309,P310

### ● 家族・親族にヤングケアラー と思われる子どもが「いる」と 回答した人の割合（20代～70代、 web調査）

1.8%

### ● 実際に世話をしている家族が「いる」と 回答した人の割合

小学6年生	6.5%
中学2年生	5.7%
高校2年生	4.1% (全日制)、8.5%(定時制)
大学3年生	6.2% * 現在いないが過去に はいた人は4.0%

実際に世話をしている家族  
が「いる」と回答した子ども  
の割合のほうが高い

➡まわりが気付いていない  
可能性がある

R4.3 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 (株)日本総合研究所 P65, P137, P310  
R3.3 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 三菱UFJリサーチ&コンサルティング P92

### ● 実際に世話をしている家族が 「いる」と回答した人の割合

小学6年生	6.5%
中学2年生	5.7%
高校2年生	4.1% (全日制)
高校2年生	8.5%(定時制)
大学3年生	6.2%

### ● 自分がヤングケアラーに「あては まると思う」と回答した人の割合

小学6年生	—
中学2年生	1.8%
高校2年生	2.3%(全日制)
高校2年生	4.6%(定時制)
大学3年生	2.9%

実際に世話をしている家族  
が「いる」と回答した子ども  
の割合のほうが高い

➡本人も気付いていない可  
能性がある

R4.3 ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書 (株)日本総合研究所 P65, P137, P310, P336

## あなたのまわりのヤングケアラー

調査対象:府立高校生全員(109,264人)

調査期間等:令和4年7月から9月、回答者数:80,855人(回答率74.0%)

◆世話をしている家族が「いる」と回答したのは、回答者全体の11.4%(9,236人)

◆家族の世話をしている生徒が全ての府立高校に在籍。

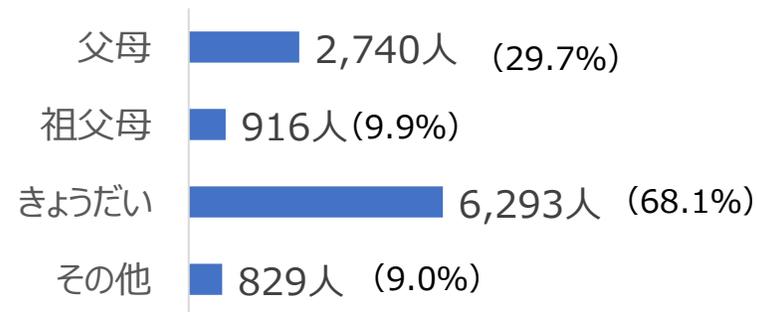
家族の世話をしている生徒が20人以上在籍している高校は167校中145校(8割以上)

世話をしている家族がいる 11.4%



40人のクラスだと、1クラスに4～5人のヤングケアラーがいると考えることができる

●「いる」と答えた生徒9,236人のうち、世話をしている家族の内訳(複数回答)



## ● ある事例から ～Aさんの場合①～

### <Aさんの環境>

- 小5の男児 地域の小学校に通う。
- 母、妹（小1）との3人暮らし。

### <Aさんの様子>

- 学校の遅刻欠席はない。
- 忘れ物は多く、授業中、うとうとすることがある。
- 担任の先生が何度注意をしても変わらない。

何か背景があるのかもしれませんが  
みなさんは、どう思われますか



## ヤングケアラーとは

- 一般に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども・若者のこと。責任や負担の重さにより学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

「多機関多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル～ケアを担う子どもを地域で支えるために～」(R4.3)より

### ● ヤングケアラーのしていることの例



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ひとつだけでなく、複数のケアを担っていることも

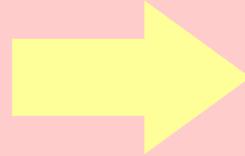
本人に自覚がない場合も

家族のために一生懸命ケアをしていることも

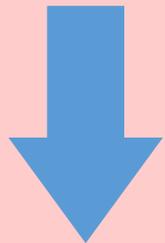
「介護力」とみなされ、サービス調整が行われることも

## お手伝いとの違い

お手伝い



子どもの思いやりや責任感



子どもの年齢や成熟度に合わない  
多すぎる作業（量的な負担）  
重すぎる責任（質的な負担）

懸念されること

- ・ 子ども自身の健康の問題
- ・ 学習面での遅れ
- ・ 社会性発達の制限
- ・ 就労への影響

### 第31条【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。



## ヤングケアラーからの援助要請(小6を例に)

世話について相談をした経験

相談をしたことがある・・・  
17.3%

相談相手 (複数回答)

家族	78.9%
友人	40.4%
先生	13.8%

相談したことはない・・・76.1%

相談をしない理由 (複数回答)

<u>相談するほどの悩みではない</u>	72.7%
相談しても何も変わらない	13.3%
家族のことを話したくない	5.4%

子ども自身は状況がよくわからないまま  
家族の世話をしている可能性がある

見守りや家事がどう負担なのか、悩みとして表現しにくい。

世話の内容 (複数回答)

見守り	40.4%	家事	35.2%
きょうだいの世話や送り迎え	28.5%	話を聞く	26.3%



## ● ある事例から ～Aさんの場合②～

<Aさんの気持ち>

小5のぼくは、家で妹と2人。

学校では、ぼーっとして、つい、うとうとしてしまう。

お母さんが元気な日はいいけど、

寝込んでいる日は、夕ご飯がなくて、

置いてあるお金で、妹と2人、近くの食堂かコンビニへ行く。

妹が寝るまでは落ち着かへん。

遊んだらな、泣くし。 お母さん、しんどそうやし。

—誰かに相談したことある？

相談？

お母さんは病気みたいやけど頑張ってはる。

先生に言ってもなあ。友達はあるけど、よう言わん。

なんか、疲れた。



## 2.子どもたちの気持ちと関わり方

### 子どもたちとの接し方（伴走型の支援）

みなさんがケアを担っているかもしれない子どもやその家族と出会ったとき、どのような関わりが考えられるでしょうか。家庭内のことなので話しにくいかもしれませんね。次の関わりや子どもたちの想いを知るためのヒントを参考に接してみてください。

#### 子どもの想いを知るための関わり

- ・勉強や遊びなど、自分のための時間はどのくらいあるのか？
- ・やりたいけど、できないことはあるのか？

#### 家族（親など）の想いを知るための関わり

- ・世話のことで相談したことはあるのか？
- ・世話について、どう考えていらっしゃるのか？

#### 子どもの想いを知るためのヒント

- ・家族のために自らケアをしたいと思っている
- ・支援が必要とは思っていない
- ・相談しようという発想自体がない
- ・自分の家庭しか知らずに育ち、客観的な視点をもちにくい
- ・家庭のことを知られたくない
- ・ケアを否定すると、これまでしてきたことを否定されたと感じる
- ・家族が責められると自分が責められたと感じる
- ・話を聞いてもらう機会が少ない
- ・孤独を感じやすい

子どもたちは、自分の気持ちをすぐに話してくれるわけではありません。ヒントを心にとどめて話をすると、少しずつ話してくれるかもしれませんよ！



「助言」「否定」「励まし」ではなく

▶ 子ども・家族の意思を理解して尊重

## ● ある事例から ～Aさんの場合③～

<Aさんの気持ち>

きょうはヘルパーさんが来る日。

お母さんとヘルパーさんがなんか話をしてる。

書類が足りひんみたいな話してるなあ。

また、何か頼まれるかもしれへんなあ。

あ、ヘルパーさんがこっちに来た。

・・・なんやろ？



# ● ある事例から ～Aさんの場合③のつづき～

Aさんとヘルパーさんとの会話から Aさん：A、ヘルパーさん：H

H「元気？」

A「は、はい、元気です」

H「最近、いいことあった？」

A「別に」

H「別になって？」

A「別に…です。」

H「困っていることはない？」

A「うん…ないことはないけど」

H「どんなことかしら」

A「ご飯が…」

H「ご飯のことで困ってる？」

A「夕ご飯、妹と二人やし…」

H「二人だけで・・・」

A「そう、二人で食べてる」

H「お母さんはどうしてる？」

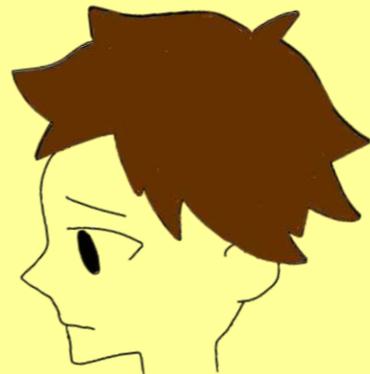
A「だいたい寝てる。」

H「ご飯のどんなことで困ってる？」

A「夕ご飯の準備とか。作れるご飯もワンパターンやし」



ヘルパーさん



Aさん

## ● ある事例から ～Aさんの場合③のつづき～

H「毎日料理してるの？」

H「僕が準備してるんや」

H「準備を誰かに手伝ってもら  
うのはどう？」

H「嬉しいけど？」

H「そっかー。家の近くに子ども  
食堂があるの知ってる？」

H「妹さんも一緒に行ってもいい  
か、聞いてみてあげようか。  
大人ばかりじゃなくて、  
大学生のボランティアの  
お兄さんもいてるねんて。」

H「じゃ、お家の人に行っても  
いいか聞いても大丈夫？」

A「だいたい毎日かなあ」

A「せな、しゃーないもん」

A「それは嬉しいけど。」

A「ご飯のことだけやないねん。  
他にもせなあかんこと  
いっぱいあるし・・・」

A「知ってるけど行ったことない。  
妹がおるから行ってみたい  
けど、行かれへん。」

A「ほんま？  
妹も一緒やったら行って  
みたいなあ。」

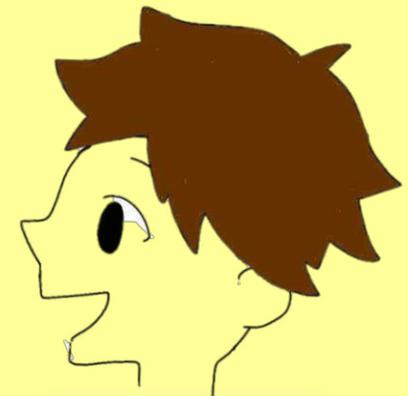
A「大丈夫！宿題も教えて  
くれへんかな！」



ヘルパーさん



Aさん



Aさん

## 他機関へのつながり

### 児童虐待（を疑う場合）は通告が必要

子どもたちは

気にして  
ほしいと  
思っています

話を聴いて  
ほしいと  
思っています



虐待（疑い）でなく、他機関へのつながりを考える場合は

#### <ステップ①：気持ちを理解する>

- 本人の困りごとを理解できているか確認をする（信頼関係の構築）
- 本人が困っていることを言語化できたら、困っていることや状況、気持ちが支援者の理解と同じか、本人に確認する。  
（～なことで困っているんですね）
- 困っていることなどを親や先生、機関に伝えて、支援を受ける意思があるか確認する。  
（焦らない）

#### <ステップ②：同意>

- 「私からも伝えておきますね」と、同意を得る。
- 情報提供する内容を具体的に伝える。
- 情報提供をする機関では、どのような支援が受けられるのか、その内容をわかりやすく伝える。

#### <ステップ③：つながり>

- 他機関等に情報提供

## 連携のワンポイント

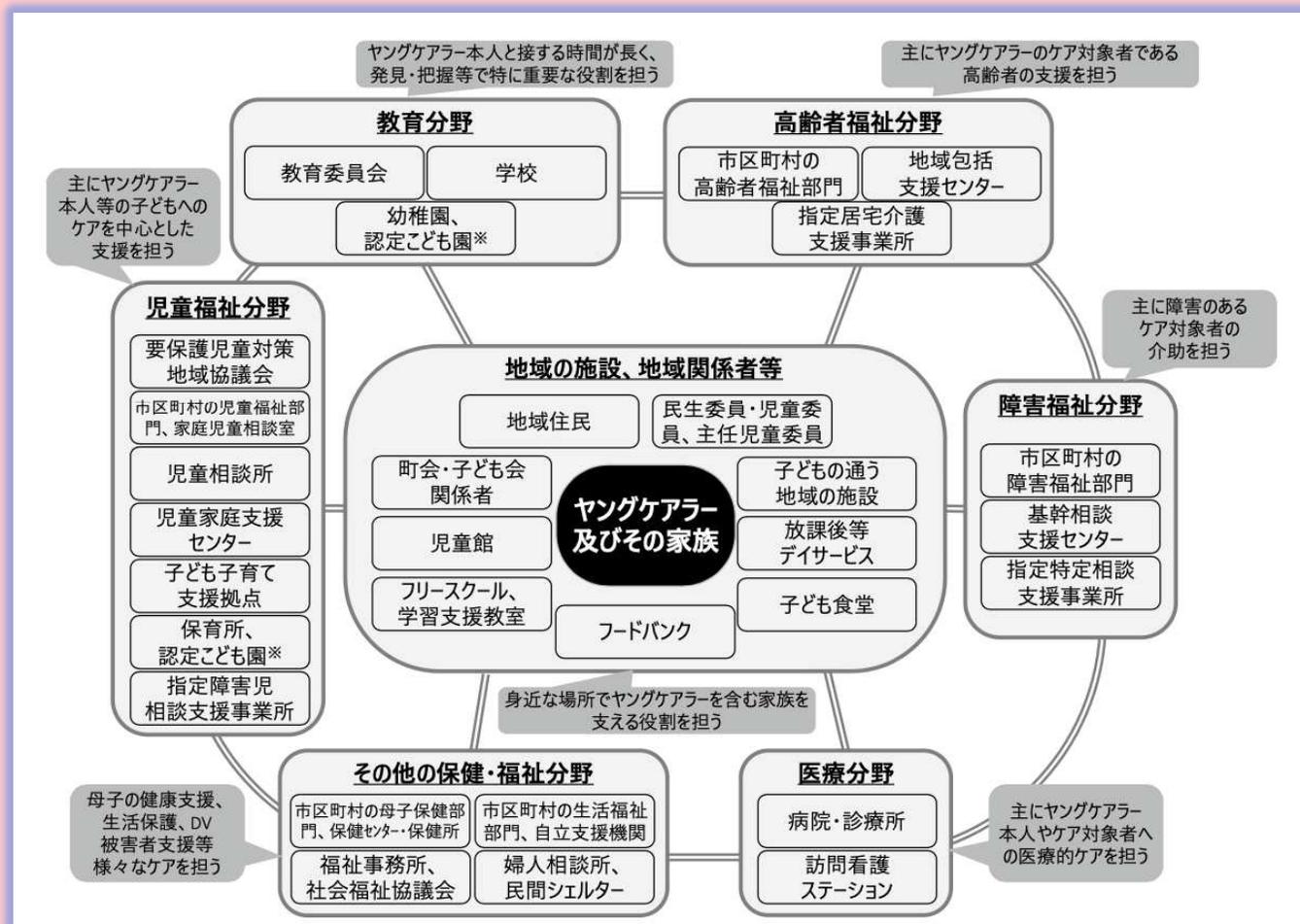
- 家族の支援を考えましょう
  - ▶ 子どもの支援にもつながります。
- 連携をする目的を考えましょう
  - ▶ 目的を忘れず、具体的な目標をたてましょう。
- 個人情報 は丁寧に取り扱きましょう
  - ▶ 守秘義務のかかっているケース会議以外は、本人と保護者に支援の目的を伝え、同意を得てから連携先に情報提供しましょう。
- 組織・チームで動きましょう
  - ▶ 個人の判断で動くのではなく、所属機関（上司）の同意を得ましょう。
  - ▶ チームで大事にしていることを共有し、半歩踏み出してみる。
- 事前に情報収集しましょう
  - ▶ 連携したい機関の機能や役割、職種、具体的な手続きの方法をあらかじめ収集しておき、本人やご家族にどのような支援が受けられるのか事前にお伝えできるとスムーズです。
- 継続した伴走型の支援を考えましょう
  - ▶ 連携後も報告・連絡・相談を続けて、丸投げでない連携をする。 …など

「子どもの最善の利益」を一番の目標にしませんか。

# 連携して行う支援の必要性

- ・ 経済的な困窮や介護を要する状態、精神疾患などの様々な課題がある
- ・ 伴走型の支援をしても、自機関で解決できるか判断に悩む

日頃から、地域にある機関にどんな方がいるのか知っておくと連携がしやすい。



# 連携して行う支援の必要性

● ヤングケアラー支援における主な関係機関及び役割

通番	分野	機関名	機能及び役割例
1	児童福祉	要保護児童対策地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>要保護児童対策地域協議会は要保護児童等に関し、関係者間で情報交換と支援の協議を行う機関。</li> <li>構成機関に対して守秘義務を課すとともに、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対して資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。</li> </ul>
2		市区町村の児童福祉部門や家庭児童相談室(要保護児童対策地域協議会を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民に身近な市区町村において、子どもに関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行う。</li> <li>関係機関とともに家庭訪問等を行い、状況を把握することや、行政が提供する福祉サービスにつなげる等の役割を担う。</li> </ul>
3		児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法に基づいて設置される行政機関であり、原則18歳未満の子どもに関する相談について、子ども本人・家族・学校の先生・地域の方々等、広く受け付けている。</li> <li>関係機関とともに家庭訪問等を行い、状況を把握することや、家庭への指導、また必要に応じて一時保護、児童養護施設への入所等の措置をとる。</li> </ul>
4		児童家庭支援センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童福祉法に基づいた子どもと家庭の専門相談機関。</li> <li>心理療法等も行う。</li> <li>18歳までのすべての子どもと、子どもがいる家庭の支援を目的に、児童相談所よりも身近な相談窓口として、児童福祉施設に併設する形で全国に設置された機関。</li> </ul>
5		市区町村の教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び市区町村等における合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を行う。</li> <li>学校等から得られた情報を他機関につなぐことや、関係機関とともにケース会議等を行う。</li> </ul>
6		教育	ヤングケアラーと思われる子どもやそのきょうだいの通う学校

● ケース別のサービス提供例

通番	ケース例	提供サービス・措置等の例	通番	ケース例	提供サービス・措置等の例
1	ヤングケアラー本人の息苦さが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>居場所の提供(子ども食堂、民間の子育て支援拠点、若者交流拠点等)</li> <li>ケア対象者のレスパイト入院</li> <li>子どものレスパイトを目的とした一時的な保護対応</li> <li>子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)(本人利用等)</li> </ul>	6	学習支援が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校(学校と地域が連携して行う活動を含む)、社会福祉協議会、家庭児童相談室による支援</li> <li>教育支援センターやフリースクールの利用</li> <li>生活困窮世帯の子ども学習支援</li> <li>進路相談</li> </ul>
2	ヤングケアラー本人や家族が経験を共有できる相手を探している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヤングケアラー同士のピア・サポート</li> <li>家族会(障害等により様々な存在)</li> <li>オンラインサロン</li> </ul>	7	人生設計を一緒に考える大人が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャリアカウンセリング</li> <li>児童家庭支援センターへの相談</li> <li>ヤングケアラー同士のピア・サポート(年上の世代との交流)</li> <li>学校の担任への相談</li> </ul>
3	ヤングケアラー本人への心身のケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>カウンセリング</li> <li>養護教諭、学校区による相談対応</li> <li>医療サービス</li> </ul>	8	ヤングケアラーがケアをする対象が高齢者の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険サービス(在宅サービス(ヘルパー、ショートステイ利用等)、施設入所等)</li> </ul>
4	多子世帯でヤングケアラーが幼いきょうだいの世話をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育支援訪問サービス(未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導等)</li> <li>ファミリーサポート・センターの利用(発達障害のあるきょうだいの登校支援等)</li> <li>保育所の利用調整</li> <li>放課後児童クラブ・児童館の利用調整</li> <li>乳児の一時預かり&lt;保育所等&gt;</li> <li>子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)(幼いきょうだいの利用等)</li> </ul>	9	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に障害等がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス等(障害児(者)支援(家来援助を含む)の利用、通所事業所、施設入所等)</li> <li>訪問看護(精神障害等で医療的支援を必要とする場合)</li> <li>自立支援医療</li> </ul>
5	日常生活の支援をする場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>家事支援(ファミリーサポート・センター等)</li> <li>子育て世帯訪問支援臨時特例事業</li> <li>食事の提供(フードバンクの利用、子ども食堂、NPO法人からの提供、民生委員・児童委員、自治体、病院等が連携しての提供等)</li> <li>日用品の提供(経済困窮のため)</li> <li>自宅の清掃(関係機関と連携してのごみ量等の解消等)</li> <li>制服やカバン等の支給</li> <li>金銭管理支援</li> <li>行政手続きの支援(自立支援関係手続き等)</li> </ul>	10	ヤングケアラーがケアをする対象者又は本人に医療的ケアが必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問看護を含む医療サービス</li> <li>通院サポート</li> <li>レスパイトケアを目的としたショートステイ</li> </ul>
			11	経済的支援(経済的自立)が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給</li> <li>生活困窮者自立支援機関の支援制度(経済面、居住確保)の活用</li> <li>自治体の補助金の活用</li> <li>社会福祉協議会の総合支援基金の受給</li> <li>教育委員会の就学援助制度の活用</li> <li>奨学金の活用</li> <li>就労支援(家族からの子どもの自立、親の就労支援等)</li> <li>障害年金受給</li> <li>傷病手当金受給</li> </ul>
			12	ヤングケアラーがケアする対象者に日本語通訳が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政等の通訳サービス</li> <li>外国語による情報発信</li> <li>通訳ツールの提供</li> </ul>
			13	ヤングケアラーがケアする対象者に手話通訳が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政等の手話通訳派遣サービス</li> <li>聴覚障害者向けのコミュニケーションツールの提供</li> </ul>
			14	生活環境を一新する必要がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子生活支援施設への入所</li> <li>里親委託</li> <li>成年後見人手続きの実施</li> </ul>

## 個人情報取扱いについて

支援を急ぐあまり、個人情報の取扱いが疎かになってしまう場合があります。ケース会議や連携の相手方、協力を求められた他機関に、個人情報を伝えてよいのか、伝えてはいけないのか、確認をしながら丁寧に取扱うようにしましょう。

### ● 情報共有のパターン

支援が必要な子どもや世帯の情報共有をする場合、①～③のどの場面にあたるのか確認しましょう

①要保護児童対策協議会などの法令で守秘義務が課せられている会議で話し合う場合

↓  
個人情報を共有できます。

②本人及び家族の同意を得られた場合  
\*この場合、誰に情報共有するのかあらかじめ伝える。

↓  
個人情報を共有できます。  
(連携の時や独自でケース会議を開催する場合など)

③守秘義務を課せられた会議でもなく、本人及び家族の同意が得られない場合

↓  
個人情報の共有はできません。

**ひと工夫**

ただし、個人情報は出さずに、一般論としてどのような支援やサービスがあるのか、連携先に確認をすることはできます。

## みなさんのできるところから

- 普段、支援している対象者の家族に、サポートが必要なヤングケアラーがいるかもしれません。
- エコマップを用いると、家族関係が見渡しやすくなり、支援の対象者だけでなく、家族一人ひとりの関わる関係性が見え、世話をしている子どもを見つけられるかもしれません。
- まず、その子どもを気にかけて、何かあれば話を聴き、同意のもと、他の機関と連携することを検討しましょう。
- 子どもも家族も話を聴いてくれる人を待っています。

気にかける

同意を得る

話を聴く

連携



# ご清聴ありがとうございました。

▼ こちらもご覧ください ▼

● 市町村に相談してみる  
府内市町村の  
ヤングケアラー相談窓口



大阪府 ヤングケアラー 窓口



● 支援事例を参考にする  
ヤングケアラー支援事例集



大阪府 ヤングケアラー 事例集



## (参考資料)

- 説明動画「ヤングケアラーについて  
～子どもたちに関わるみなさんへ～」

<https://www.youtube.com/watch?v=sKixHFPaxIU>

- 大阪府ホームページ  
「ヤングケアラーへの支援」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/youngcarer/index.html>

- こども家庭庁ホームページ  
「家族のケアを こどもがしている。ヤングケアラーを知っていますか？」

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>

- 多機関多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアル  
～ケアを担う子どもを地域で支えるために～ (R4.3有限責任監査法人トーマツ)  
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/hc-young-carer.html>

- ヤングケアラーの支援に係るアセスメントシートの在り方に関する調査研究  
ヤングケアラー支援のためのアセスメントツール等を作成 (R5.3有限責任監査法人トーマツ)  
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/yc-assessment.html>

- 市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の効果的な運用に関する調査研究  
(児童福祉部門と教育分野に焦点を当てた市区町村におけるヤングケアラー把握・支援の運用の手引き) (R5.3有限責任監査法人トーマツ)  
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/yc-tebiki.html>